

## 尾鷲市地域公共交通活性化協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、尾鷲市地域公共交通活性化協議会規約(以下「規約」という。)第9条第4項の規定に基づき、尾鷲市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、尾鷲市市長公室長をもって充てる。
- 3 事務局長は、会長の命を受けて事務局の事務を総括し、事務局職員を指揮監督する。
- 4 事務局員は、尾鷲市市長公室の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 1件100万円未満の物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (2) 物品及び現金の出納に関すること。
- (3) その他事務局の運営に係る基本方針に関すること。

(文書の取り扱い)

第5条 事務局における文書の取扱いについては、尾鷲市の規定を準用する。

(公印の取り扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び公印取扱責任者は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の使用その他取扱いについては、尾鷲市の規定を準用する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年5月28日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法	用途	個数	公印取扱責任者
尾鷲市地域公共交通活性化協議会会長の印		てん書	21×21	会長名をもって発する文書	1	事務局長